

泉崎村農業委員会定例総会（３月）議事録

1 開催の日時及び場所

日 時：令和６年３月１５日（金）午後１時３０分から

場 所：泉崎村役場第１会議室

2 会議構成人員（１０名）

出席農業委員（７名）

1 番	箭内	一美	委員
2 番	佐川	ヒロ子	委員
3 番	和泉	輝代	委員
4 番	大森	秀樹	委員
5 番	穂積	正徳	委員
6 番	菊地	信治	委員
7 番	大野	厚海	委員

推進委員（３名）

泉崎①	鈴木	勝美	委員
瀬知房	鈴木	勝	委員
北平山	小林	富美雄	委員

3 本日の提出議案

報告第 3 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について
報告第 4 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について
議案第 9 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 10 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 11 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

4 議事録署名人

4 番	大森	秀樹	委員
5 番	穂積	正徳	委員

■開 会

(事務局)

定刻になりましたので、ただ今より 3 月定例総会を開催いたします。

本日、会長がお悔やみのため本総会を欠席されておりますので、職務代理者大野厚海委員よりご挨拶をお願いいたします。

■会長挨拶

(職務代理者)

皆さんこんにちは。会長が欠席ということなので、代わりに議事を進めていきたいと思います。不慣れですがよろしくお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。

会期の決定及び議事録署名人の選任について、職務代理者よりお願いいたします。

■会期の決定及び議事録署名人

(会長)

本総会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(職務代理者)

本日 1 日とすることに決しました。

議事録署名人は「4 番 大森秀樹委員」「5 番 穂積正徳委員」にお願いします。

(職務代理者)

では、議事に入ります。「報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について」事務局より報告願います。

(事務局)

「報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について」議案書に従い朗読説明。

(職務代理者)

ただ今、事務局より報告がありましたが何か質疑等ございますか。

(職務代理者)

質疑がないものと認め、報告のとおりとします。

(職務代理者)

続きまして、「報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」事務局より説明願います。

(事務局)

「報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」議案書に従い朗読説明。

(職務代理者)

ただ今、事務局より報告がありましたが何か質疑等ございますか。

(職務代理者)

質疑がないものと認め、報告のとおりとします。

(職務代理者)

続きまして、「議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(職務代理者)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について」地区推進委員鈴木勝委員より現地状況の意見を願います。

(鈴木勝委員)

3月11日に現地を確認しました。以前から●●さんが借りて耕作しており、譲渡後も●●さんが耕作します。境界等も問題ありません。

(職務代理者)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員佐川ヒロ子委員の意見を願います。

(佐川ヒロ子委員)

現地確認したところ、●●さんが耕作し管理もされております。それを譲渡するので問題ないと思われます。

(職務代理者)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(職務代理者)

では、お諮りいたします。「議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(職務代理者)

異議なしと認め、「議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(職務代理者)

続きまして、「議案第 10 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第 10 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(職務代理者)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第 10 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」地区推進委員小林富美雄委員より現地状況の意見をお願いします。

(小林富美雄委員)

3 月 11 日現地確認を行いました。申請者は親子です。資金調達もできたので家を建てたいということです。土地については測量し分筆しており、境界もはっきりしています。取水・排水に関してもしっかりと計画されており、問題ないかと思われます。

(職務代理者)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員菊地信治委員の意見をお願いします。

(菊地信治委員)

3月11日現地確認を行いました。周辺にある農地は申請人所有で、水路もあり周りに影響を与えることはほぼないと思われます。取水・排水に関しては引き込まれている状態なので、問題ないかと思われます。

(職務代理者)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(職務代理者)

では、お諮りいたします。「議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(職務代理者)

異議なしと認め、「議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(職務代理者)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」地区推進委員鈴木勝美委員より現地状況の意見をお願いします。

(鈴木勝美委員)

3月11日大野委員、事務局と現地確認しました。●●さんと●●さんは不在で●●●●さんの説明です。申請地は休耕田でアシ原となっています。●●●●さんの利用中駐車場の隣接地で、砂利敷きにての利用計画です。西側の畑の境界手前まで砂利を敷きます。水利については北側、南側ともにU字溝が通じており周辺の草刈等の管理で下流水田への影響はないと思われます。日照についても建物はないので問題ないです。

(職務代理者)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員である私、大野厚海より意見を申し上げます。

(大野厚海委員)

3月11日鈴木委員、事務局と現地確認しました。現状耕作放棄地という状態でアシがかなり茂っている状態です。周辺がU字溝で囲われている状態で、建物を建てるわけではないので日照等も問題ないです。

(職務代理者)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(職務代理者)

では、お諮りいたします。「議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(職務代理者)

異議なしと認め、「議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可相当とすることに決しました。

(午後：1時45分)

■その他

(職務代理者)

以上で本日の議案は終了いたしますが、その他事務局から何かございませんか。

(事務局)

- ①令和 6 年度標準農作業賃金及び賃借料情報について
- ②令和 6 年度総会日程等について
- ③令和 6 年度農業会議行事予定について
- ④現地確認アプリかんたんコード認証について
- ⑤農業委員会組織による「能登半島地震義援金」の送金について
- ⑥令和 5 年度報酬支払いについて

■次回定例総会の日程について

(職務代理者)

次回、4 月定例総会は令和 6 年 4 月 1 5 日（月）にすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

■閉 会

(職務代理者)

では、以上をもちまして「泉崎村 3 月定例農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。お疲れ様でした。

(午後：1 時 5 5 分)